

認証評価結果に対する改善報告書

平成28年7月29日

1. 大学名：花園大学

2. 認証評価実施年度：平成25年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○仏教学科と文化遺産学科の収容定員充足率が著しく低いので、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：2-1について

○ 仏教学科について、2016年度は本学の設立母体である臨済宗妙心寺派の後継者となる僧侶を育成するための妙心寺派僧侶育成課程を開講し、仏教学科に寺院徒弟の入学を促す魅力あるカリキュラムを策定した。

また、2017年度からは僧侶に必要な実践力と次世代僧侶に求められる社会性や道徳性など幅広い知性とスキルを身につける僧侶育成ブロックと、禅の基礎知識から茶道・華道・書画・建築など伝統文化や京都の歴史文化を学ぶ現代仏教ブロックの2ブロック制を設定することにより、従来の高校既卒者のみならず社会人に対してもアプローチして仏教学科への志望者拡大を目指している。また、志望者のターゲット拡大に伴い、入試広報戦略の一環として仏教学科独自のパンフレットを作成し、魅力を伝える努力を行う。

○ 文化遺産学科については、収容定員充足率の改善が見込めないことにより、2016年度より新生の募集を停止した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

・基準項目2-1の資料

2-1-01 妙心寺派僧侶育成課程パンフレット（2016新規版）

2-1-02 仏教学科改編資料

認証評価結果に対する改善報告書

平成28年7月29日

1. 大学名：花園大学

2. 認証評価実施年度：平成25年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-2

- 「学校法人花園学園寄附行為」第5条第1項第9号に定める学識経験者から選出する理事の選任については、同第6条第2項の規定通り、同第5条第1項第1号から第8号に規定する理事の過半数の議決をもって選任されるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：3-2について

- 平成26年4月1日施行の学校法人花園学園寄附行為において、旧寄附行為の「第5条第1項第9号理事」は「第5条第7号理事」に改め、その選任については、第6条第2項に「前条第7号に規定する理事は、理事会において選任する。ただし、この法人の職員以外の者1名以上を含まなければならない。」と規定した。

現状、第5条第7号に規定する理事の選任は、寄附行為に則り、理事会において全会一致で可決承認されており、改善されているものとする。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

・基準項目3-2の資料

3-2-01 理事会の議事録（平成27年7月30日）

3-2-02 学校法人花園学園寄附行為

認証評価結果に対する改善報告書

平成28年7月29日

1. 大学名：花園大学

2. 認証評価実施年度：平成25年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-3

○学則において、学部教授会を学部の教学に関する意思決定機関としているにも関わらず、連合教授会しか開催されていない状況から、学則及び学部教授会規程に基づき適切に運用されるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：3-3について

○学校教育法の改正により、教授会が教学に関する意思決定機関から学長の諮問機関としての役割に変わったこともあり、今後は連合教授会にて学長が両学部の意見を聞くことにより学長ガバナンスが発揮されることから、学部教授会を2016年4月1日付けで廃止し、連合教授会一本に統一した。これによりそれぞれの学部の意見が統一された円滑な運営に変わるものとする。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

・基準項目3-3の資料

3-3-01 文学部教授会規程廃止

3-3-02 社会福祉学部教授会規程廃止

認証評価結果に対する改善報告書

平成28年7月29日

1. 大学名：花園大学

2. 認証評価実施年度：平成25年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-4

○「学校法人花園学園寄附行為」第19条第1項第4号及び第7号の評議員の選任については、同第20条第2項の規定通り、第20条第1項の規定により選任される評議員及び同第19条第1項第1号から第3号に規定する評議員の過半数の議決をもって選任されるよう改善が必要である。

○補正予算について、理事会で決定する前にあらかじめ評議員会の意見を求めているので、私立学校法第42条に則り、適正な運営を行うよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：3-4について

○平成26年4月1日施行の学校法人花園学園寄附行為において、旧寄附行為の「第19条第1項第4号および第7号の評議員」は「第18条第1項第6号および第9号評議員」に改め、その選任については、第19条第2項に「2 前条第6号から第9号に規定する評議員は評議員会において選任する。」と規定した。

現状、第18条第1項第6号から第9号に規定する評議員の選任は、寄附行為に則り評議員会において全会一致で可決承認されており、改善されているものとする。

○当初予算ならびに補正予算の決議について、現在は評議員会に諮問事項として上程し、意見を求めた後、理事会において議決を行うように改善している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

・基準項目3-4の資料

3-4-01 理事会議事録（平成27年7月30日）

3-4-02 評議員会議事録（平成27年7月30日）

3-4-03 学校法人花園学園寄附行為